

# まちづくり計画策定担い手支援事業交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日

国都計第 156 号

## 第 1 条 通則

まちづくり計画策定担い手支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）及びまちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱（平成 19 年国都計第 155 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 2 条 補助金の額

- 1 まちづくり計画策定担い手支援事業（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業を除く。）についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額の 2 分の 1 以内の額とする。
- 2 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業についての補助金の額は、対象事業に要する経費の合計額以内の額とする。
- 3 補助金の額は、1 ヘクタール当たり 2,500 千円（密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については 5,000 千円）を限度とする。また、密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業については、1 地区あたり 20,000 千円を限度とする。

## 第 3 条 補助金交付の申請

助成対象事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

## 第 4 条 交付決定の通知

大臣は、申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、様式 2 により助成対象事業主体に通知するものとする。

## 第 5 条 申請の取下げ

助成対象事業主体は、法第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に様式 3 による申請書を大臣に提出しなければならない。

## 第 6 条 事業変更の承認等

- 1 補助金交付の決定の通知を受けた後において、申請書に記載された補助事業の内容の変更（別に定める変更に限る。）をする場合は、あらかじめ様式 4 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式 5 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の執行が困難となったとき

- は、様式6により速やかに報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。

#### 第7条 状況報告

助成対象事業主体は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### 第8条 実績報告

助成対象事業主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、様式7による実績報告書を提出しなければならない。

#### 第9条 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、助成対象事業主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、助成対象事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第10条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
  - 一 助成対象事業主体が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 助成対象事業主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 助成対象事業主体が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
  - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併

せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項を準用する。

#### 第11条 概算払等

補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式8による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

#### 第12条 補助金の経理

- 1 助成対象事業主体は、補助事業について様式9による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 助成対象事業主体は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 第13条 助成対象事業主体の監督

大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける助成対象事業主体に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

#### 第14条 雑則

助成対象事業主体が提出する別記様式1及び様式3から様式7に定める申請書等の書類については、正本副本各1通、様式8による請求書については正本1通副本2通を提出するものとする。

(附則)

本要綱は、平成19年4月1日から適用する。

様式－1

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付申請書

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 事 業 名 まちづくり計画策定担い手支援事業

※重点密集市街地において行う場合は、「密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業」と記載。

2. 助成対象事業主体

3. 交付申請額 金 円

4. 補助事業の内容

地区名 (地区面積)	事業内容

5. 補助事業の完了予定期日      平成    年    月    日

6. 収支予定

(単位：円)

区      分		金      額	備      考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出			

様式－2

番 号  
年 月 日

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 殿

国 土 交 通 大 臣 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（以下「申請書」という。）により申請のあったとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

1) 補助事業の実施について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき

ロ 補助事業を中止し、又は廃止するとき

ハ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき

2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）まちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱（平成 19 年国都計第 155 号）及びまちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付要綱（平成 19 年国都計第 156 号）に従わなければならない。

様式－3

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付申請取下げ申出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請したまちづくり計画策定担い手支援事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記



様式－４

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

成対象実施主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったまちづくり計画策定担い手支援事業費補助金についての交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定によりその承認を申請します。

記

1. 地区名

2. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

### 3. 変更の内容

・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

・ 補助事業の内容の変更

対象事業	事 業 内 容 の 変 更 点

（平成 年 月 日）  
・補助事業の完了予定期日の変更 平成 年 月 日

3. 収支予定の変更

（単位：円）

区 分		金 額	備 考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出			

様式－5

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金  
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業  
について下記のとおり中止（廃止）したいので、まちづくり計画策定担い手支援事業費補助  
金交付要綱第6条の規定によりその承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

様式－6

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金  
補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付 第 号による指示に係る平成 年 月 日付  
第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、まちづくり計  
画策定担い手支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況（説明のなかで、事業に対する出来高の比率（進捗率）を明  
示すること。）

2. 事業完了（予定） 平成 年 月 日

様式－7

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金  
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業  
を下記のとおり実施したので、まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金交付要綱第8条  
の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1. 地区名

2. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

3. 補助事業の完了期日

平成 年 月 日

4. 補助事業の内容

対象事業	事業内容

5. 収支決算

(単位：円)

	区 分	金 額	備 考
収 入	国庫補助金		
	その他		
	計		
	支 出		

※ 調査・検討内容に関する報告書を別途提出のこと。

番 号  
年 月 日

官 署 支 出 官

国土交通大臣官房会計課長 殿

助成対象事業主体名及び代表者の氏名 印

平成 年度まちづくり計画策定担い手支援事業費補助金概算払（精算払）請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったまちづくり計画策定担い手支援事業費補助金について、下記により金 円を概算払（精算払）によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

区分	事業費	国庫補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業完了予定 期日	備考
			金額	出来高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%	年月日	
合計										

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人



## 注 意

- 1 事業費は補助対象事業費の総額を記入すること。
- 2 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
- 3 予定出来高の％は、整数で記入すること。
- 4 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
- 5 請求額は予定出来高以内とすること。
- 6 上記予定出来高の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細、支払計画等の基礎資料により勘案し積算すること。  
※概算払においては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
- 7 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。

平成 年度 収 支 簿

国土交通省所管

国			対象事業実施主体						
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率 (50%又は 100%)	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 国土交通本省  (目) 民間都市再生推 進事業費補助金 (まちづくり計画策 定担い手支援事業)	円	%	【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目) (相手方)	円	円	
			(小 計)	円					
			【国庫補助金以外】	円					
			(小 計)	円					
			合 計	円			合 計	円	円

記載要領

1. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
2. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
3. 「支出」欄は、項目と支出相手方を記載してください。
4. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。